

3 年金収入がある場合

最新の年金額改定通知書又は年金支払通知書の写しをご提出ください。

(全額支給停止となっている年金についても、事実確認のため書類をご提出ください。)

また、公的年金の源泉徴収票や通帳の写しは提出書類として認めていませんので、最新の年金額改定通知書又は年金支払通知書がお手元にない場合は、年金支払実施機関（日本年金機構など）で再交付のお手続きを行ってください。

なお、個人年金は被扶養者認定における収入に含めていませんが、所得証明書と比較する際に使用しますので、金額の内容が確認できる書類の写しをご提出ください。

最新の年金額改定通知書又は年金支払通知書がない場合Q&A

Q 年金額改定通知書や年金支払通知書について、数年前の書類しか見当たりません。

A 年金額改定通知書及び年金支払通知書については、年金支払実施機関から毎年6月に交付が行われています。

調査年度の年金額改定通知書又は年金支払通知書が見当たらない場合は、年金支払実施機関で再交付のお手続きをお願いいたします。